明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

二　救命救急入院料の施設基準

(1)　救命救急入院料の注1に規定する入院基本料の施設基準

イ　救命救急入院料1の施設基準

①　都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

②　当該治療室内に重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。

③　当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

④　重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

ロ　救命救急入院料2の施設基準

救命救急入院料1の施設基準のほか、特定集中治療室管理料1又は3の施設基準を満たすものであること。

ハ　救命救急入院料3の施設基準

次のいずれにも該当するものであること。

①　救命救急入院料1の施設基準を満たすものであること。

②　広範囲熱傷特定集中治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ニ　救命救急入院料4の施設基準

次のいずれにも該当するものであること。

①　救命救急入院料2の施設基準を満たすものであること。

②　広範囲熱傷特定集中治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　救命救急入院料の注1に規定する厚生労働大臣が定める区分

イ　救命救急入院料

広範囲熱傷特定集中治療管理が必要な患者以外の患者

ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料

広範囲熱傷特定集中治療管理が必要な患者

(3)　救命救急入院料の注1に規定する厚生労働大臣が定める状態

広範囲熱傷特定集中治療管理が必要な状態

(4)　救命救急入院料の注3に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

イ　重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

(5)　救命救急入院料の注4に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(6)　救命救急入院料の注5に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

重篤な救急患者に対して高度な医療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(7)　救命救急入院料の注7に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

当該保険医療機関内に、専任の小児科の医師が常時配置されていること。

三　特定集中治療室管理料の施設基準等

(1)　特定集中治療室管理料の注1に規定する入院基本料の施設基準

イ　特定集中治療室管理料1の施設基準

①　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

②　当該治療室内に集中治療を行うにつき十分な医師が常時配置されていること。

③　当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であること。

④　集中治療を行うにつき十分な専用施設を有していること。

⑤　特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を九割以上入院させる治療室であること。

ロ　特定集中治療室管理料2の施設基準

次のいずれにも該当するものであること。

①　特定集中治療室管理料1の施設基準を満たすものであること。

②　広範囲熱傷特定集中治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ハ　特定集中治療室管理料3の施設基準

①　イの①及び③を満たすものであること。

②　当該治療室内に集中治療を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。

③　集中治療を行うにつき必要な専用施設を有していること。

④　特定集中治療室用の重症者度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を八割以上入院させる治療室であること。

ニ　特定集中治療室管理料4の施設基準

次のいずれにも該当するものであること。

①　特定集中治療室管理料3の施設基準を満たすものであること。

②　広範囲熱傷特定集中治療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　特定集中治療室管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める区分

イ　特定集中治療室管理料

広範囲熱傷特定集中治療管理が必要な患者以外の患者

ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料

広範囲熱傷特定集中治療管理が必要な患者

(3)　特定集中治療室管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める状態

広範囲熱傷特定集中治療管理が必要な状態

(4)　特定集中治療室管理料の注2に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

当該保険医療機関内に、専任の小児科医が常時配置されていること。

四　ハイケアユニット入院医療管理料の施設基準

(1)　ハイケアユニット入院医療管理料1の施設基準

イ　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

ロ　当該治療室の病床数は、三十床以下であること。

ハ　ハイケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。

ニ　当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

ホ　ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を八割以上入院させる治療室であること。

ヘ　当該病院の一般病棟の入院患者の平均在院日数が十九日以内であること。

ト　診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。

チ　ハイケアユニット入院医療管理を行うにつき十分な専用施設を有していること。

(2)　ハイケアユニット入院医療管理料2の施設基準

イ　(1)のイからハ及びへからチまでの基準を満たすものであること。

ロ　当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ　ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者を六割以上入院させる治療室であること。

五　脳卒中ケアユニット入院医療管理料の施設基準

(1)　病院の一般病棟の治療室を単位として行うものであること。

(2)　当該治療室の病床数は、三十床以下であること。

(3)　脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師が常時配置されていること。